

長又は議長の全国的連合組織に対する情報提供制度の創設 (第28次地方制度調査会答申を受けての地方自治法の一部改正)

平成18年3月7日閣議決定・国会提出
平成18年5月30日現在、国会審議中

改正法案(現地方自治法第263条の3に 第5項追加)

[長、議長の連合組織]

第263条の3 都道府県知事若しくは都道府県の議会の議長、市長若しくは市の議会の議長又は町村長若しくは町村の議会の議長が、その相互間の連絡を緊密にし、並びに共通の問題を協議し、及び処理するためのそれぞれの全国的連合組織を設けた場合においては、当該連合組織の代表者は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

前項の連合組織で同項の規定による届出をしたものは、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他事項に関し、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができる。

内閣は、前項の意見の申出を受けたときは、これを遅滞なく回答するように努めるものとする。

前項の場合において、当該意見が地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる国の施策に関するものであるときは、内閣は、これに遅滞なく回答するものとする。

各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、第2項の連合組織が同項の規定により内閣に対して意見を申し出ることができるよう、当該連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講じるものとする。

改正法の施行日

- ・ 法律の公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日
- ・ 改正法附則で以下の経過措置あり

(各大臣が講ずる措置に関する経過措置)

第8条 各大臣(地方自治法第245条の4第1項に規定する各大臣をいう。以下この条において同じ。)は、その担任する事務に関し新法第263条の3第5項に規定する施策(次項において「施策」という。)の立案をしようとするときは、第263条の3の改正規定の施行前においても、新法第263条の3第5項の規定によることができる。この場合において、同項の規定の例により講じた措置は、同項の規定の適用については、各大臣が同行の規定により講じたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合を除き、各大臣が第263条の3の改正規定の施行の日から30日以内に立案をする施策については、新法第263条の3第5項の規定は、適用しない。